

第6節 共通的・基盤的施策の推進

1 環境影響評価【環境政策課】

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施にあたり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づいて、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

2 環境保全の事前審査【環境政策課】

許認可等において、県が関与するさまざまな手続に際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

(1) 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるよう行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

表4-1-19 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（平成19年度）

許認可等に際しての環境配慮	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議	24
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事前協議	2
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議	7
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議	7
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議	24
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議	5
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前協議	12
	小計	81
計画策定等に係る環境配慮	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業計画に係る事前協議	4
		小計
	合計	85

(2) 環境影響評価の実施状況

近年、環境影響評価法や条例に基づく審査はありませんが、「公有水面埋立法」などの個別法に基づく環境影響評価について審査指導を行っています。

表4-1-18 環境影響評価等審査件数の推移

年 度	15	16	17	18	19
環境影響評価法	0	0	0	0	1
個別法 公有水面埋立	2	4	0	8	3
合計	2	4	0	8	4

(3) 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>)

(2) 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施にあたっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などにあたっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

3 公害防止協定【環境政策課】

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

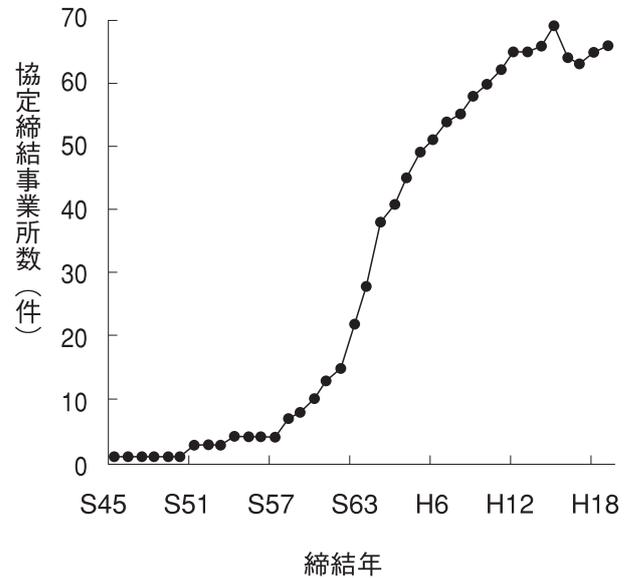
協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入調査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は昭和60年頃から増加しており、平成20年11月末現在で計67事業所となっています。

また、多くの市町においても、公害防止協定や

環境保全協定を締結しており、その件数は、平成20年3月末現在、13市町401件となっています。

図4-1-20 協定締結事業所数の推移

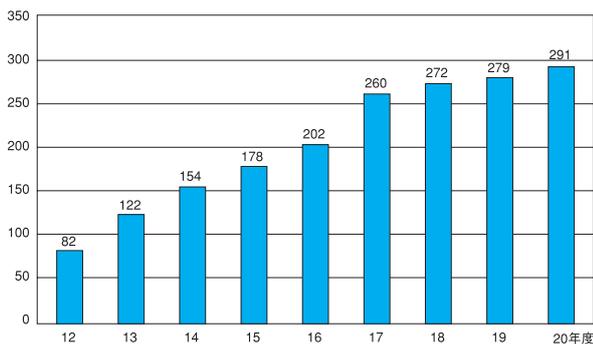


4 環境マネジメントシステム【環境政策課】

(1) 県内の環境マネジメントシステムをめぐる動向

県内事業所等のISO14001認証取得件数は、平成20年11月末現在で291件となっており、経年的に取得件数が増加しています。

図4-1-21 県内のISO14001認証取得件数



また、中小零細企業等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムとして、エコアクション21があります。平成16年10月から、「エコアクション21ガイドライン」に基づき、このシステムの認証制度の運用が開始されました。県内においても、エコアクション21地域事務局が平成17年4月に福井市内に開設され、認証・登録などの事務を行っています。

さらに、平成20年度からはエコアクション21中央事務局および地域事務局と連携した「自治体イニシャティブ・プログラム」を実施しており、県内の企業を対象に導入セミナーの開催等、システムの構築から審査を受けるまでの支援をしています。認証登録件数は平成20年11月現在で30件となっています。

このほかに福井市、越前市および鯖江市が簡易版の環境マネジメントシステム制度を創設して運用しています。

(2) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施にともなう環境負荷の低減に努めてきました。

平成18年度からは、環境マネジメントシステムの見直しを行い、新たな認証登録を行わず、県の行政機構にふさわしい効率的なシステムに移行しております。

環境を想い行動する人づくり

新しいシステムは、省エネを中心としたエコオフィス活動に重点化し、庁舎ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

その結果、平成19年度実績は電気使用量を除き、燃料、水、紙使用量、廃棄物発生量について、前年度より削減することができました。

(平成19年度の、エコオフィス活動における運用結果は表4-1-22のとおりです。)

また、取組みの結果は、外部の専門家を交えた審査委員会で評価を受け、そのプロセスを含め公表するなど、システムの強化を図っています。

なお、環境マネジメントシステムで進捗管理を行っていた環境関連事業や公共事業は、システム導入後に取り入れられた、「公共事業環境配慮ガイドライン」や「政策推進マネジメントシステム」による管理に移行することで、引き続き環境に配慮した事業を確実に進めていきます。

(3) 県内事業者等へのISO14001認証取得の支援

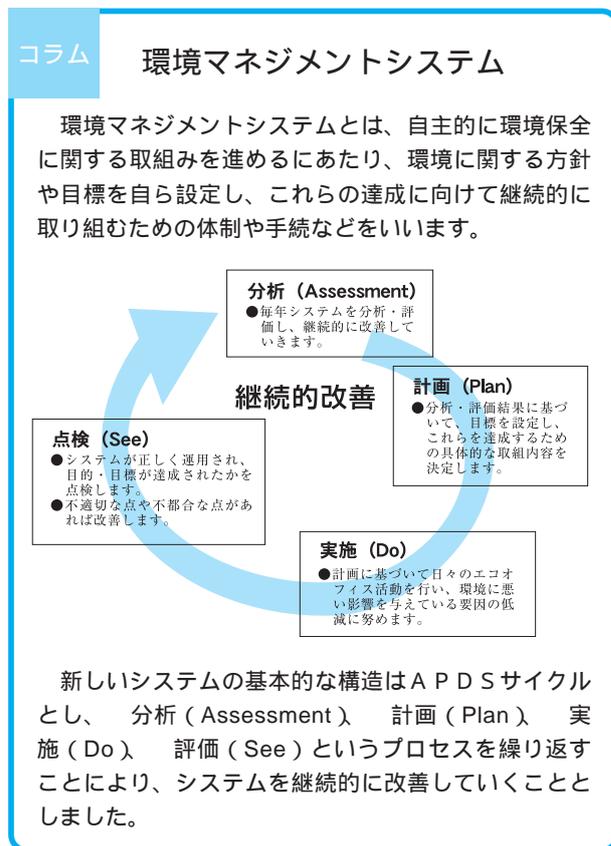
県内事業者等へのISO14001の認証取得を促進するため、環境アドバイザーおよび中小企業アドバイザーの派遣や認証取得経費への低利融資を行っています。

(4) 福井県環境ISOネットワーク

県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する福井県環境ISOネットワーク（FEISON：Fukui Environmental ISO Network）は平成13年11月に設立され、このネットワークの活動により、

幅広い情報の交換や効果的な研修等を通して資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進しています。

平成20年11月末現在118会員で、平成19年度は講演会や研修会、情報交換会の開催やFEISONニュース、情報紙の発行等を行いました。



環境を想い行動する
人づくり

表4-1-22 エコオフィス活動に係る実績

項目	平成18年度実績	平成19年度	
		実績	対前年比
複写用紙使用量	250.6 (t)	249.6 (t)	0.4%削減
水使用量	1,805.0 (千m³)	1,618.0 (千m³)	10.4%削減
電気使用量	64,900.6 (千kWh)	66,537.1 (千kWh)	2.5%増加
灯油使用量	1,857.5 (kl)	1,852.3 (kl)	0.3%削減
公用車に係る燃料使用量 (ガソリン・軽油)	720.4 (kl)	684.0 (kl)	5.1%削減
可燃ごみ排出量	2,300.0 (kg/日)	2,127.9 (kg/日)	7.5%削減
不燃ごみの排出量	407.5 (kg/日)	352.5 (kg/日)	13.5%削減

(注) 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学、県立病院、警察等除く）

5 環境配慮した公共事業等の推進【土木管理課】

県では公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施していません。特に、一定規模以上の事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会^{*1}を開催し、多方面の検討を行っています。

平成19年度では、大津呂川総合開発事業や経営体育成基盤整備事業の4事業について検討を行い、環境にやさしい方法で今後の事業を実施することとしています。

今回は、平成17年度に当委員会に諮られた「福井県子ども家族館建設工事」が、どのように設計、施工段階で環境に配慮したのかを紹介します。

(1) 福井県子ども家族館建設工事

福井県子ども家族館は、福井県嶺南地方の特色である「海・自然・環境」に対する理解を深め、親子・家族がふれあい交流する場を提供することを基本理念に整備した鉄骨造、地上4階、延べ面積3,902m²の大型児童館です。

また、当施設は、福井県おおい町で進められている、若狭の海と緑に囲まれた地域特有の眺めを生かしウォーターフロントの魅力を取り入れた「うみんぴあ大飯」整備事業の中核施設で、施設中央に32m、高さ21mの大きなガラスの筒状大空間（ビックパレル）を設置し、遊びの空間の中に美しい自然の眺望を提供するとともに、施設自体に風景を写しこませることにより景観との同化を図っています。



福井県子ども家族館 遠景

(2) 環境配慮の目的

当敷地は、国定公園に指定されている風光明媚な小浜湾内に面しております。また、近隣には住宅地もあり、このような周辺環境の中で、大規模な施設を建設すると、環境に負荷を与え、近隣住宅へも影響を及ぼす恐れがありました。そのため、その計画・設計および工事の施工にあたり、十分な環境への配慮が必要でした。

(3) 環境配慮計画の内容

野生生物への配慮

外灯は下方照明とし、構内放送設備は大出力を避けるよう計画し、遮音性の高い外壁材を採用しました。

自然景観への配慮

国定公園に指定されている風光明媚な小浜湾内に面していることから、建物の外からの景観と、建物内部からの眺望を総合的に検討した上でデザインを決定し、植栽、芝生公園などによる緑化を行いました。

大気環境等への配慮

施工機械による騒音、振動による近隣住民への影響を考慮し、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動機械を用いて環境保全に努めました。

また、設計の際には近隣住宅への日陰や風の影響を考慮して、建物の位置や高さを決定しました。熱源には空気熱源ヒートポンプチラーを採用し、CO₂の排出量を抑えています。

省資源・省エネルギーへの配慮

施設の外壁、屋根、床、開口部には断熱を行い、特にビックパレルには、高遮断熱ペアガラスを採用し、その内側にはルーバーを設置することで、内部には直接光が入らない計画とし、空調負荷の低減を図りました。また、照明については、大きなガラス空間のため日中は照明の必要のない明るい空間となり、照明用電力を低減しています。

^{*1}環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係機関で組織された。

設備機器（照明、空調、変圧器等）は高効率型機器を採用し、また、大空間に置換空調システムを採用することでエネルギー消費を抑え、人感・照度センサーによる節電や大温度差空調システム・冷温水変流量システムによってポンプ消費電力を抑えるなど、省エネルギーに努めました。

また、建物に降った雨は、公園の雨水貯水槽へ集水し、公園の植栽などへの散水に有効に利用することや、太陽光発電システムの設置により、自然エネルギーの活用にも努めました。



西面外観

廃棄物の減量化とリサイクルの推進への配慮

建設廃棄物は分別収集して、木材、金属類などの再資源化を図り、廃棄物の減量化に努めました。

また、コンクリートやタイル、コンクリート2次製品には積極的にリサイクル認定品等を、及び長寿命照明管球、エコ電線など、環境負荷の少ない工事資材を採用しました。



ビックバレル内部

6 土地利用の適正化

(1) 土地利用の現況【土木管理課】

平成19年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、平成18年の県土の利用状況は、森林74.6%、農用地9.9%、宅地4.3%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約88%を占めていますが、その面積は年々減少しています。

図4-1-23 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

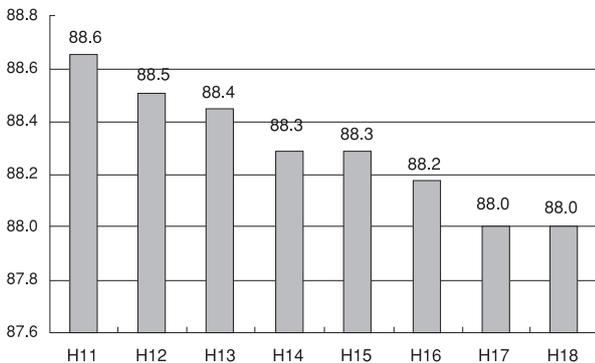
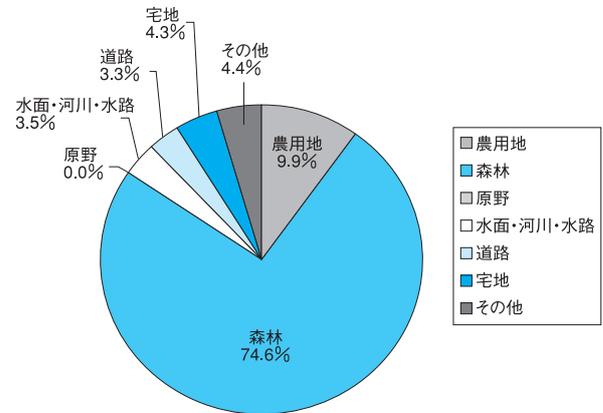


図4-1-24 県土の土地利用構成（平成18年）



(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、農林水産振興課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき、さまざまな土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町村が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

本県では、平成10年3月に平成22年を目標年次とする福井県国土利用計画（第3次計画）を策定しました。

土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域について土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は、自然環境

としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後、おおむね毎年変更しています。

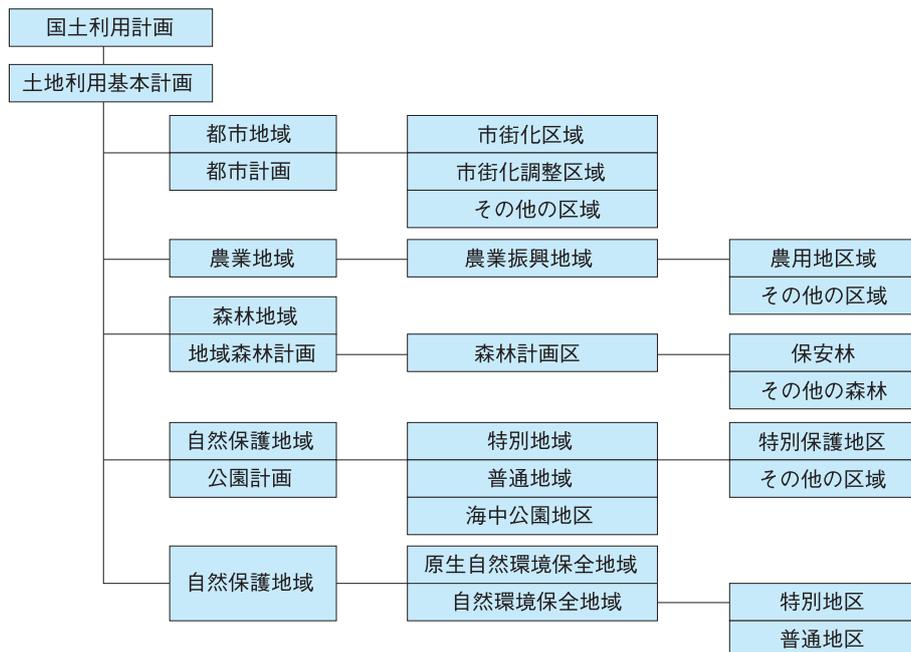
土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域2,000m²、その他の都市計画区域5,000m²、都市計画区域外10,000m²）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や、著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

平成19年度は44件の届出があり、市町別では福井市が最も多く11件、次いで大野市が8件でした。利用目的別では、商業施設11件、住宅地3件、その他（資産保有など）が14件などとなっています。地目別では、山林17件、宅地15件などでした。

図4-1-25 土地利用計画の概要図



遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたとき知事はその土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、平成19年度は、遊休土地はありませんでした。

大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、平成19年度は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

農業振興地域の整備に関する法律および農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施工された土地等を農用地区域として位置づけ、優良農地の維持・保全を図っています。また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限委譲を受けた市町を含む）または農林水産大臣の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

平成19年度は、7月1日を基準日として、基準地230地点を調査しました。その結果、平均変動率は

前年度と比較して全用途で 4.7%となり、住宅地は 4.2%、商業地は 5.5%と、下落傾向で推移しました。

土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレット、冊子の配布などを行いました。

平成20年度の実施状況

平成20年度上半期における事後届出の件数は30件で、市町別では、福井市9件、敦賀市1件などとなっています。利用目的別ではその他（資産保有など）が最も多く24件で、地目別届出では宅地が10件となっています。

また、平成20年度の地価調査の結果では、前年度と比較して全用途では 4.9%、住宅地 4.4%、商業地 4.9%と引き続き下落傾向が続いています。土地月間（10月）では、広く土地政策に対する理解と協力をお願いするとともに、無届になりがちな事後届出の必要性などの普及啓発活動を行いました。

(3) 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地資源を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」^{*2}と、

^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定されています。

都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン」*1があり、これらの都市計画マスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

福井県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいやうるおいを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画マスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

まず、都市計画区域は、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分することができます。この区域

7 科学的調査研究と技術開発の推進

(1) 衛生環境研究センター【環境政策課】

衛生環境研究センターでは、大気や河川・湖沼・海域および地下水等の環境汚染の発生や拡大を防止するため、測定や調査研究を行っています。また、環境関連技術の開発にも取り組んでいます。

湖沼底質改善研究事業 【平成17～19年度】

・アオコの栄養源である磷の湖沼底質からの溶出を抑える底質改善剤の実用化をめざし、三方湖において底質改善剤の安全性の評価試験および効果測定の実証試験を実施し良好な結果が得られた。

ヨシ群落を利用した湖沼の水質改善とヨシの有効利用技術（バイオマスエタノール等）に関する研究 【平成20～22年度】

区分は、福井都市計画区域に適用されています。

次に、市街地は、用途の異なる建築物の混在により、居住環境が悪化し、また商業や工業等の利便性が低下しないよう建築物の用途や形態をコントロールするために、住居・商業・工業系の12種類の用途地域に区分することができます。この用途地域は、都市計画区域を有する14市町全てに適用されています。また、その他用途地域を補完する地域地区として、特別用途地区*2、防火地域*3および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。この地区計画は、5市2町の25地区で適用されています。

また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域*4制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1地区が指定されています。

（数字は平成20年3月末時点のもの）

- ・三方湖に大量繁茂するヒシやヨシをバイオマス資源としてとらえ、最終段階のエタノールの製造技術まで開発することによって、ヒシ等の新たな有効利用の可能性を確保し、湖沼の水質浄化を促進させる。



白色腐朽菌を用いたバイオマスエタノールの合成試験

*1市町都市計画マスタープラン：9市1町で策定されています。

*2特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では7市で12地区定められています。

*3防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

*4準都市計画区域：そのまま土地利用整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域において指定します。

(2) 工業技術センター【地域産業・技術振興課】
工業技術センターでは、県内産業の活性化に向

け、さまざまな分野の研究開発を実施しており、
環境関連技術の開発についても取り組んでいます。

表4-1-26 工業技術センターの環境関連研究開発事例

事業名	研究テーマ名【研究期間】	研究概要
一般研究事業	抄紙法を用いた生分解性機能シートの開発【平成19～20年度】	天然繊維と植物由来の生分解性繊維との複合シートを開発
地域科学技術振興研究事業	環境に配慮した高性能プラスチック材料の開発に関する研究【平成19～21年度】	汎用樹脂や植物由来の生分解性樹脂を、液晶ポリマーや他の樹脂を用いて強化した材料の開発
	生物機能を付与した廃瓦セラミックスの開発【平成19～21年度】	廃瓦をリサイクルして、気孔がたくさんあり植物育成や水の浄化に効果的なセラミックスを開発

(3) 雪対策・建設技術研究所【土木管理課】

雪対策・建設技術研究所では、本県の自然条件および経済社会条件をふまえ、環境負荷の少ない雪対策技術や自然との共生、リサイクルの推進に対応した建設技術の研究開発を行っています。

廃石膏ボードおよび副産消石灰を土質改良材に活用し、工事コストの縮減と現場発生土の有効利用を図る研究 【平成19年度～22年度】

厚さ2cmの薄層舗装を開発し、舗装補修費のインシャルコストとランニングコストの縮減を図る研究 【平成20年度～23年度】

構造物の支持杭や軟弱地盤改良に間伐材を利用する浅層地盤改良工法の研究開発 【平成19年度～21年度】

地下水の節減または地下水を使用しない消雪、融雪方策に関する研究開発（第3章第1節4参照） 【平成12年度～22年度】

(4) 農業試験場、園芸試験場【農業技術経営課】

農業試験場および園芸試験場では、化学合成農薬や化学肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農産物の生産・供給のための研究開発を行っています。

環境負荷に配慮したウメの土壌施肥管理技術の確立 【平成19年度～21年度】

・ウメ栽培において施肥の流亡による環境負荷を軽減するとともに、収量向上を図る土壌施肥管理技術の研究開発

環境にやさしい減農薬キク栽培技術の開発 【平成19年度～21年度】

・キク栽培において、主要病害虫の発生を抑制する技術や発生予察技術を利用した減農薬栽培技術の研究開発

(5) 総合グリーンセンター【県産材活用課】

総合グリーンセンター林業試験部では、多様な森林の育成や保護管理技術などの環境関連技術の研究開発を行っています。

福井県産無花粉スギ品種の作出

【平成18年度～22年度】

・花粉症軽減対策として、県内精英樹からの無花粉スギの選抜と無花粉スギとの人工交配による県産無花粉スギの作出

ヘリグロテントウノミハムシによるナタオレノキ衰退抑制に関する研究 【平成19年度～21年度】

・小浜市蒼島と高浜町鷹島に自生するナタオレノキの衰退原因であるヘリグロテントウノミハムシを捕殺して被害抑制対策を検討

カシノナガキクイムシによるナラ類枯損防止法の開発 【平成18年度～19年度】

・ナラ類の集団枯損による森林の多面的機能の低下を防止するため薬剤を用いた枯損の防止法を開発

森林吸収源インベントリ情報整備 【平成18年度～22年度】

・国の委託を受け、京都議定書第一約束期間における我国の森林のCO₂吸収量算定等に必要な県内森林バイオマス量調査

精英樹からの無花粉スギの選抜



環境を想い行動する
人づくり

(6) 若狭湾エネルギー研究センター

【地域づくり支援課】

(財)若狭湾エネルギー研究センターでは、太陽エネルギー利用技術開発や、湖沼の水質浄化に関する研究開発についても取り組んでいます。

太陽光エネルギー利用技術開発研究

【平成17年度～平成21年度】

- ・太陽炉による超高温を利用した水素製造技術と太陽光により水を水素と酸素に分解する光触媒の開発

バイオ技術による水質浄化研究

【平成17年度～平成21年度】

- ・イオン加速器による品種改良により、アオコの原因となる窒素やリンなどの富栄養化物質を吸収する植物の開発

バイオマスエネルギー技術開発研究

【平成17年度～平成21年度】

- ・木質バイオマスから微生物反応により、エタノールなどのエネルギーを生成する技術の開発